

総務教育常任委員会資料

(令和3年12月1日)

[件名]

令和2年度業務適正化評価報告書審査意見書について…… 2

監 査 委 員 事 務 局

令和2年度業務適正化評価報告書審査意見書について

令和3年12月1日

監査委員事務局

地方自治法第150条第5項の規定により知事から審査に付された令和2年度業務適正化評価報告書について、監査委員が審査し、意見書を令和3年11月29日に知事に提出したので報告します。

記

1 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、また推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取りのほか、制度所管課が行う実地検査への立合い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

なお、今回の審査においては新型コロナウイルス感染症対策のため、業務適正化実施機関における調査は行わなかった。

2 審査の結果

評価手続については概ね適当であると認められる。

評価結果についても概ね適当であると認められるが、定期監査において処置された事案のうち、特に契約等に関するもので適切な事務処理が行われていなかった事案が下表のとおり見受けられた。これは、重要度の高いリスクと未然防止策が具体的に示されていないことが一因と考えられる。

については、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目について検討され、不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続きチェックリストの活用を図られたい。

内 容	件数	発生要因
文書管理が不適切であったもの	1	申請書等の不適切な文書管理
契約の締結過程に不備があったもの	26	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足
契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足